平成２９年（フ）第５７４７号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目15番14号
債務者　中島正次郎
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７８７号
大阪市都島区大東町３－７－41－203、住民票上の住所大阪市旭区新森５丁目９番16号
債務者　八田　芳枝（旧姓金崎・喜屋武）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２１号
大阪府枚方市星丘２丁目22番34号
債務者　二宮　洋輔
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５７号
大阪市西成区岸里東２丁目７番６号　セントラルハイツ　40Ａ
債務者　多田喜代夫
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１３号
大阪市生野区生野西１丁目７番23号
債務者　嶋中　有美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５３３号
大阪府門真市東江端町12番25―105号
債務者　沖　　佳恵（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６２号
大阪府東大阪市末広町24番９号　ドミール末広　202号室、前住所大阪府東大阪市六万寺町３丁目13番46号
債務者　田中　和美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６１９号
大阪府豊中市東豊中町５丁目33番５－Ｂ101号
債務者　内田　澄子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６２３号
大阪府茨木市南安威２丁目８番12―202号
債務者　伊藤　　猛
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１９号
横浜市緑区霧が丘５丁目３番地４　パークサイドハウスＢ棟201号
債務者　久末　　睦
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４５０号
大阪府吹田市佐井寺１丁目28番18―303号
債務者　笠松　直美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４５８号
大阪府交野市星田５丁目14番５－202号、前住所大阪府交野市藤が尾２丁目８番２棟402号
債務者　小牧　　隆
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６２０号
大阪市住之江区御崎４丁目10番４－401号
債務者　井戸　浩美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６３４号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目13番17号　ベルハイム小阪　112号
債務者　秋山　喜正
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８０号
静岡県袋井市堀越２丁目10番地の６　メゾンコスモス　303号室
債務者　工藤　裕子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
静岡県浜松市南区三島町1398番地の１　ル・グランみしま303号室、前住所静岡県浜松市南区頭陀寺町330番地の８
債務者　上杉孝太郎
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係